

秘

各省課  
以庶務課

日本側外貨資金勘定による海外渡航事務  
処理手続について

(一) 共 共一七 総本)

- イ) 日本側外貨資金勘定による海外渡航を希望する者は、外務大臣  
あて旅券下付申請書及び大蔵大臣あて外印為替許可申請書を一  
括外務省に提出する。外務省は外国為替許可申請書を直ちに大  
蔵省に送付する。(官吏の渡航の場合には当該所屬官庁から外  
務省あてに前記申請書を提出する)。
- ロ) 外務省に渡航の適否を審査するため関係官庁からなる渡航審査  
協議会(以下協議会という)を設ける。  
協議会は、外務次官を委員長とし、外務省管理局長、通商経  
業省通商振興局長、経済安定本部貿易局長、大蔵省理財局長を  
委員とし必要によりその他の関係省の局長及び科学技術行政協  
議会事務局長に随時出席を求める。
- ハ) 協議会は必要に応じて通商産業省、大蔵省、経済安定本部、科  
学技術行政協議会、その他関係方面に諮問する。

427

裏面白紙

(二) 協議会は前記機關の審申に基づいて渡航の適否を決定し大蔵省に回付する。大蔵省は、渡航費用を査定の上輸入貿易及び対外支拂管理令第二十三條による許可書を外務省に回付する。

外務省は右手續終了後司令部に対して正式に渡航許可申請書を提出する。

(注) 輸出振興のための外貨資金の優先的使用に関する政令第六條及び輸入貿易及び対外支拂管理令第二十一條第二号による渡航については、差当り従来通りとする。

大蔵省令及び西を要する。